

和泉市総合情報発信事業ブランドロゴプロジェクト
「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマークの作成及び使用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、和泉市総合情報発信事業ブランドロゴプロジェクト（以下、「和泉市ブランドロゴプロジェクト」という）に係る「オリジナルロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という）の作成及び使用に関して定めるものとする。

(作成及び使用方法)

第2条 和泉市ブランドロゴプロジェクトに係るロゴマークの形式は和泉市に帰属する以下の「ココロ トリコ イズミ」ロゴデザインを基礎とし、「ココロ トリコ イズミ」のココロと表記されている部分について、オリジナルのブランド・メッセージに変更して作成及び使用するものとする。なお、ロゴマークの作成は事務局が行うものとする。



(対象)

第3条 和泉市に在籍する組織、団体等であり、次の各号のいずれかに該当する場合に対象とする。ただし、和泉市の魅力発信において、和泉市ブランドロゴプロジェクト事務局（以下「事務局」という）が効果的であると認める場合においては、これに関わらず対象とする場合がある。

- (1) 和泉市ブランドロゴプロジェクトに寄与するもの
- (2) 和泉市を広くPRしようとするもの
- (3) 和泉市のイメージアップを図るもの
- (4) 和泉市民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- (5) 広く和泉市民等が参加できるもの

(使用申請)

第4条 ロゴマークの作成及び使用を希望するものは、「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマーク使用申請書（様式1号）を事務局に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関等が報道目的に使用する場合
- (2) その他、事務局が認める場合

(使用許可)

第5条 事務局は前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し第3条に該当すると認めるときは、「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマーク使用許可通知書（様式第2号）を申請者に通知し、ロゴマークの電子データを付与することにより許可するものとする。原則、付与されたロゴマークのデザインは変更不可とする。

2 事務局は前項の規定に基づく許可をするにあたり、条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第6条 事務局は、第4条の規定に基づく申請について、次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 和泉市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) ロゴマークの利用により誤認または混合を生じるおそれがあると認められる場合
- (6) 有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額となると認められる場合
- (7) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条の各号に規定する暴力団等であると認められる場合
- (8) その他、事務局が不相当と認めた場合

2 事務局は前項の規定により使用を許可しない場合は、「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマーク使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に通知することにより不許可とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するにあたり、次の各号を遵守すること

- (1) 事務局に許可なくデザインを変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと

(使用内容の変更等)

第8条 第4条の規定に基づく申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに事務局へ報告するものとする。またロゴマークのデザインに関する事項について、変更を希望する場合は事務局に対して事前に協議を行うものとする。

(使用状況の報告)

第9条 ロゴマークの使用状況について「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマーク使用状況報告書（様式第4号）により年度毎（期間：4月1日～翌年3月31日）に事務局へ提出するものとする。

2 前項に定める報告書の提出期日について、翌年度の4月30日までとする。

(使用の終了)

第10条 ロゴマークの使用を終了する場合は、終了する30日前までに事務局に対して、「ココロ トリコ イズミ」オリジナルロゴマーク終了報告書（様式第5号）を提出するものとする。

(使用許可の取消)

第11条 ロゴマークに関して、不適切な使用を行っているとして事務局が判断した場合は使用許可の取消することができる。

(使用料)

第12条 ロゴマークのデザインの使用料については無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合、申請者がその全ての責任を負うものとし必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定めることができる。